（介護福祉士の登録事項）

第二十四条の二　法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）

三　法第三十九条各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至つた年月

四　第一条各号に掲げる行為のうち実地研修を修了したもの

第二十六条中「第九条から第十八条まで」を「第十条から第十八条まで」に改め、「、第九条中「法第二十八条」とあるのは「法第四十二条第一項」と、同条第三号中「社会福祉士試験に合格した年月」とあるのは「法第三十九条各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至つた年月」と」を削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　登録喀痰吸引等事業者

（登録の申請）

第二十六条の二　法第四十八条の三第二項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書

二　申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三　申請者が法第四十八条の四各号に該当しないことを誓約する書面

四　申請者が法第四十八条の五第一項各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類

2　法第四十八条の三第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、法第二条第二項に規定する喀痰吸引等（以下「喀痰吸引等」という。）を行う介護福祉士の氏名とする。

（登録基準）

第二十六条の三　法第四十八条の五第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　介護福祉士による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を受けること。

二　喀痰吸引等を必要とする者（以下「対象者」という。）の状態について、医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士と共有することにより、医師又は看護職員及び介護福祉士の間における連携を確保するとともに、当該医師又は看護職員と当該介護福祉士との適切な役割分担を図ること。

三　対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成すること。

四　喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。

五　対象者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくこと。

六　前各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務（次項第二号及び第七号において「喀痰吸引等業務」という。）に関する書類を作成すること。

2　法第四十八条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　第一条各号に掲げる行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が実地研修を修了している場合にのみその介護福祉士にこれを行わせること。

二　第一条各号に掲げる行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して次に掲げる要件を満たす実地研修を行うこと。

イ　第一条各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該行為を別表第一第二号の表下欄に定める回数以上実施するものであり、かつ、介護福祉士が修得すべき知識及び技能について、医師、保健師、助産師又は看護師（別表第三において「医師等」という。）が当該行為に関し適切にその修得の程度を審査するものであること。

ロ　イの審査により、実地研修において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる介護福祉士に対して、実地研修修了証を交付するものであること。

ハ　ロの実地研修修了証を交付した場合には、当該実地研修修了証の交付を受けた介護福祉士の氏名、生年月日、住所及び交付年月日を記載した帳簿を作成するとともに、喀痰吸引等業務を廃止するまで保存するものであること。

ニ　実地研修修了証の交付状況について、定期的に前条第一項の都道府県知事に報告するものであること。

三　医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置、喀痰吸引等を安全に実施するための研修体制の整備その他の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保すること。

四　喀痰吸引等の実施のために必要な備品等を備えること。

五　前号の備品等について衛生的な管理に努めることその他の感染症の発生を予防するために必要な措置を講ずるよう努めること。

六　前項第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

七　喀痰吸引等業務に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置を講じること。

3　法第四十八条の五第一項第三号の厚生労働省令で定める場合は、介護福祉士が医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所において喀痰吸引等を実施する場合とする。

第二十八条第一項及び第二項中「第四十八条の二」を「第四十八条の十一」に改める。

附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項中「第四十八条の二」を「第四十八条の十一」に改め、同項を附則第二条とし、同条の前に見出しとして「（権限の委任）」を付する。

附則第三項中「第四十八条の二」を「第四十八条の十一」に改め、同項を附則第三条とする。

附則に次の十三条を加える。

（特定行為）

第四条　法附則第三条第一項に規定する特定行為（以下「特定行為」という。）は、次の表の上欄に掲げる喀痰吸引等研修（法附則第四条第二項に規定する喀痰吸引等研修をいう。以下同じ。）の課程に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものとする。

喀痰吸引等研修の課程	特定行為
別表第一第二号の基本研修及び同表第二号の実地研修（附則第十三条において「第一号研修」という。）	第一条各号に掲げる行為
別表第二第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修（附則第十三条において「第二号研修」という。）	第一条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為
別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修（附則第十三条において「第三号研修」という。）	第一条各号に掲げる行為のうち、別表第三第二号の実地研修を修了したもの

（認定特定行為業務従事者認定証の交付の申請）

第五条　法附則第四条第一項の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。）の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、附則第十三条第三号の喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類及び住民票の写しを添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名及び生年月日

二　喀痰吸引等研修を修了した特定行為

三　その他必要な事項